

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(定年退職)</p> <p>第19条 職員の定年は、満60歳とする。<u>ただし、教育職員の定年は満65歳とする。</u>この場合、退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p>	<p>本則</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任)</u></p> <p><u>第18条の3 学長は、管理監督職（国立大学法人東京農工大学職員給与規程第23条第1項に規定する職）を占める事務職員及び技術職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員について、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日以後における最初の4月1日（以下「異動日」という。）に、管理監督職以外の職への降任をするものとする。</u></p> <p><u>2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、満60歳とする。</u></p> <p><u>3 第1項の管理監督職以外の職については、別に定める。</u></p> <p><u>(管理監督職への任用の制限)</u></p> <p><u>第18条の4 学長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員を、その者が当該管理監督を占めているものとした場合における異動日の翌日以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u></p> <p>(定年退職)</p> <p>第19条 職員の定年は、満65歳とする。この場合、退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> この規則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p>	<p>管理監督職の事務職員及び技術職員は60歳年度の翌年度の4月1日から非管理監督職ポストに降任（役降り）となる改正</p> <p>事務職員及び技術職員の定年年齢を65歳とする改正</p>

(新設)	<p>第2条 事務職員及び技術職員の令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>事務職員及び技術職員の定年年齢を段階的に65歳に引き上げる改正</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61歳</td> </tr> </table>		令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳	<table border="1"> <tr> <td>61歳</td> </tr> </table>	61歳
	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで		61歳			
	61歳					
	<table border="1"> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62歳</td> </tr> </table>		令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳	<table border="1"> <tr> <td>62歳</td> </tr> </table>	62歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳					
62歳						
<table border="1"> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63歳</td> </tr> </table>	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳	<table border="1"> <tr> <td>63歳</td> </tr> </table>	63歳		
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳					
63歳						
<table border="1"> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64歳</td> </tr> </table>	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳	<table border="1"> <tr> <td>64歳</td> </tr> </table>	64歳		
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳					
64歳						

附 則 (令和5年4月1日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。